

連携・協力協定の有効期間の延長に関する合意書

国立大学法人信州大学（以下「甲」という。）と国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「乙」という。）は、平成19年10月3日付けで締結し、平成22年4月1日付けで改訂した「国立大学法人信州大学と独立行政法人産業技術総合研究所との連携・協力に関する協定」（甲乙間で締結された「連携・協力協定の有効期間の延長に関する合意書」を含む。以下「原協定書」という。）に関し、次のとおり合意する。

1. 原協定書の有効期間を令和6年3月31日まで延長する。
2. 本合意書に定めのない事項については、原協定書の定めに従うものとする。

本合意を証するため、本合意書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上各自1通を保有する。

令和3年3月31日

甲 長野県松本市旭三丁目1番1号
国立大学法人信州大学

学 長 濱 田 州 博



乙 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
国立研究開発法人産業技術総合研究所

理事長 石 村 和 彦

